

**現場からの医療改革推進協議会
第17回シンポジウム 資料**

「安全保障と医学」

2 0 2 2 年 1 1 月 2 6 日

元厚生労働大臣 塩崎 恭久

政治主導で科学重視の確かな国家ガバナンス確立

新型コロナでの課題

世界 ワクチンの世界的遍在に象徴される格差問題

日本 国家ガバナンスの機能不全、科学的でない隔離一辺倒、感染研の閉鎖性、ワクチン導入の遅れ

感染症有事で
求められるもの

規制ではなく、ワクチン・治療薬の開発・遠隔デジタル医療を始めとする**科学技術**が新型コロナを抑制

⇒技術革新支援・国際的連携（企業との連携）、CEPI等の国際支援枠組への実効ある貢献が重要

国家の
司令塔機能

「シビリアンコントロール」の下、
科学に基づく決断

国家間の集団
安全保障へ

【今回の感染症法改正について】

現 行

○厚労大臣から知事への「一般的指示」

○2類か5類の分類（入院措置か否か）

改 正 案

○現行に加え、厚労大臣から知事、医療関係者への「総合調整」
○都道府県等と医療機関等の間で「医療確保協定を締結」

○健康観察の病院への委託の法定化

○次期通常国会で検討

あるべき姿

○厚労大臣から知事への指示権と厚労大臣の直接執行

新型コロナの自宅療養者に確実に往診・オンライン診療等が提供されるよう、必要な医療情報を関係者（保健所と医療機関等）間で共有する仕組みを構築

○公衆衛生と地域医療の一体化・融合・情報共有（データヘルスの整備）

○隔離行動抑制一辺倒でなく、科学的根拠に基づく段階的な規制措置、「国民の権利の保障」

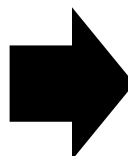
感染症危機対応体制の抜本改革

自民党 行政改革推進本部「大規模感染症流行時の国家ガバナンス改革」提言（令和2年6月26日）

現 行

- 明治以来一貫して都道府県、保健所・地衛研等、地方を中心とした感染症対策
- 感染症データの管理、開示が自治体ごとに不統一、「2000個問題」

旧伝染病予防法	（明治30年）
旧結核予防法	（大正8年）
旧保健所法	（昭和12年）
新保健所法	（昭和22年）
新結核予防法	（昭和26年）
地域保健法	（平成6年）
感染症法	（平成10年）

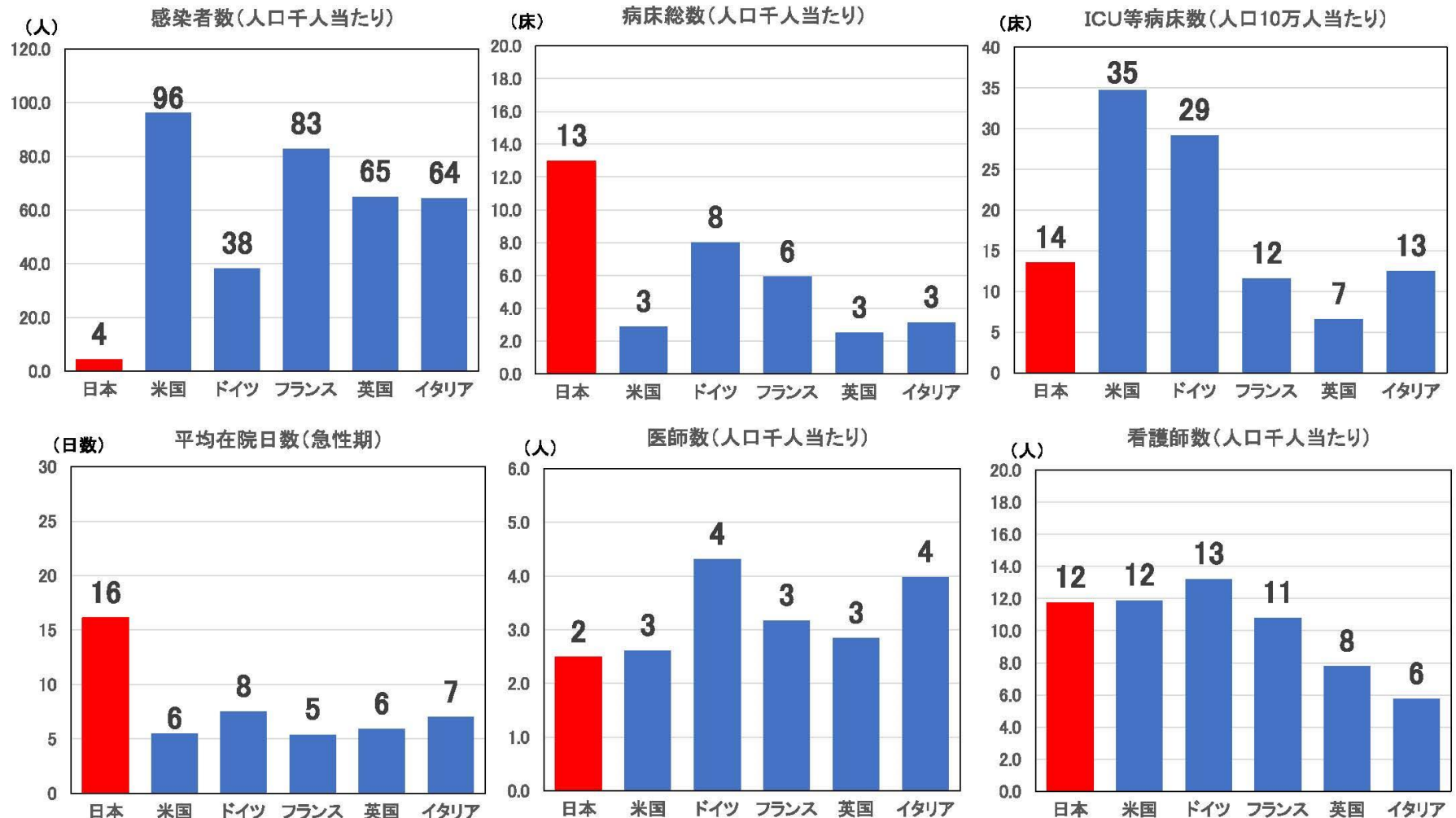


関連法制の改正後

- 感染症危機対応を国の責務として位置付け
- 有事の国－県－保健所の指揮命令系統の明確化
 - ・私権制限など緊急事態対応を特措法担当大臣が指示
 - ・内閣官房に「感染症担当危機管理監」を新設
 - ・厚労大臣が知事等へ所要の措置を指示、自ら措置
- 「公衆衛生」と「臨床医療」の有機的一体化
 - ・保健所等に加え民間医療機関・検査機関を積極活用し、PCR検査等の範囲拡大による検査促進・保健所負担の分散化（数値目標設定）
 - ・保健所の有事体制の充実・強化
- 「疫学的研究」と「臨床研究」の一元的運用（感染研＋NCGM）
- 国による感染症データの一元管理・開示を法定

新型感染症と医療提供体制(主要国との比較)

図表1 感染者数と医療提供体制(主要国との比較)
～人口当たりの病床数は世界一多く、感染者数は諸外国より桁が少ない～



(備考)厚生労働省「感染症の現在の状況(2021年4月21日版)」、総務省「人口推計(2020年10月確定値)」、Johns Hopkins University Coronavirus Resource Center(4月21日閲覧)、United Nations Population Dataの人口中位推計、OECD Health Statistics 2020、厚生労働省「ICU等の病床に関する国際比較について」により作成。
病床数:ドイツと米国は2017年、それ以外の国は2018年。医師数、看護師数は2018年。

沖縄で感染者急増

離島も続出 医療態勢が逼迫

夏休み 観光客往来

夏休み期間に入り、南国・沖縄で新型コロナウイルスの感染拡大が急激に加速している。人口10万人当たりの感染者数では東京都や大阪府を大幅に上回り、沖縄本島だけでなく、離島の宮古島や石垣島でも観光客の往来が端緒とみられる感染者が続出し、脆弱な医療態勢が逼迫し、医療崩壊の懸念が高まっている。



沖縄県で6日ぶりに2人の新規感染者が出たのは7月8日。同23、26日の4連休後に急激に増え、今月4日に過去最多の83人、6日にも73人の感染者が確認された。7月30日、今月5日の1週間の累計は436人

で、前週(118人)の3.7倍に膨れ上がった。5日までの1週間で同県(人口約145万人)の人口10万人当たりの感染者数は29.93。東京都(同約1400万人)の17.31、大阪府(同約882万人)の0.00を超えた。

14.34を大幅に上回る。感染者急増の影響は医療態勢を直撃。県は新型コロナウイルス患者向けの病床を約230床確保したが、今月3日大の速度が想定をはるかに上回り、対応が追い付いていない」と打ち明ける。

感染者急増の背景には、急遽1900人分の宿泊療養先を用意したもの、看護師ら医療従事者不足で十分に受け入れられない状態が続く。深刻な事態を受け、宮城、大阪府長官が「何回となく(宿泊施設を)確保すべきだと促している」と苦言を呈する場面もあり、県の担当者は「次の波に向けた準備を進めていたが、感染拡大の速度が想定をはるかに上回り、対応が追い付いていない」と打ち明ける。

2020年11月21日
産経新聞

日本経済新聞

朝刊・夕刊 LIVE Myニュース

トップ 速報 オピニオン 経済 政治 ビジネス 金融 マーケット マネーのまなび テック 国際 スポーツ

この記事は会員限定です

大阪府、医療現場切迫 コロナ重症患者増に危機感

新型コロナ +フォローする

2020年11月21日 6:00 [有料会員限定]

保存

メール 印刷 SNS共有

新型コロナウイルスの新規感染者の増加傾向が続く中、大阪府は20日、重症病床の運用数の206床への拡大、1日当たりの受け入れ患者数の倍増を医療機関に要請した。重症患者の増加で医療体制が逼迫する懸念が強まる中、医療現場からはすでに悲鳴が上がっている。

「これ以上、患者の受け入れを増やせば、心筋梗塞などの救命救急医療に影響が出かねない」。近畿大病院(同府大阪狭山市)の東田有智病院長は頭を悩ませる。...

2020年11月21日

マサチューセッツ州の病院別コロナウイルス症例リスト

(2020年4月13日掲載)

順	救急病院	自治体	病院規模*	非ICUの COVID-19患者	ICUの COVID-19患者	確認された COVID-19の合計 **
1	マサチューセッツ総合病院	ボストン	大	157	121	278
2	ボストン医療センター	ボストン	大	140	48	188
3	BIディーコネスメディカル	ボストン	大	88	79	167
4	ベイスターヘルス****	スプリングフィールド	大	134	26	160
5	ノースショアメディカル	セーラム	中	81	25	106
6	ブリガムアンドウィメンズ	ボストン	大	50	48	98
7	ニュートンウェルズリー病院	ニュートン	中	73	22	95
8	レーヘイ病院/バーリントン	バーリントン	中～大	57	35	92
9	サウスショア病院	ウェイマス	中～大	67	18	85
10	ケンブリッジヘルスアライアンス	ケンブリッジ	小-中	71	14	85

【出展】 The Boston Globe

*Hospital size based on typical bed count: Small (less than 100 beds); Small-medium (100-199 beds)

; Medium (200-299 beds); Median-Large (300-399 beds); Large (500 or more beds)

** Excludes admitted patients with coronavirus symptoms, but test results are not yet back.

The number can be significant — often as much as one-quarter to equal the number of confirmed cases.

**** Baystate Health provided numbers to the Globe on 4/12/20, not through MHA. The data was collected on 4/11/20.

【武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律】(平成16年施行)

(避難の指示に係る内閣総理大臣の是正措置)

第五十六条 内閣総理大臣は、避難の指示に関し対策本部長が行った事態対処法第十四条第一項の総合調整に基づく所要の避難の指示が要避難地域を管轄する都道府県知事により行われない場合において、国民の生命、身体又は財産の保護を図るため特に必要があると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に対し、当該所要の避難の指示をすべきことを指示することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による指示を行ってもなお所要の避難の指示が当該要避難地域を管轄する都道府県知事により行われないとき、又は国民の生命、身体若しくは財産の保護を図るため特に必要があると認める場合であつて事態に照らし緊急を要すると認めるときは、対策本部長の求めに応じ、当該都道府県知事に通知した上で、自ら当該所要の避難の指示をすることができる。

3 前二項の規定は、都道府県知事が前条第一項又は第二項の規定により避難の指示を解除する場合について準用する。

※同様の構成の条文として、第六十条【都道府県の区域を越える避難住民の受入れのための措置に係る内閣総理大臣の是正措置】及び第八十八条【救援に係る内閣総理大臣の是正措置】がある。

【国の指揮命令権、緊急時の知事権限の直接執行】(感染症法)

(厚生労働大臣の是正措置)

第〇〇条 **厚生労働大臣は**、大規模感染症流行時において、第十五条【積極的疫学調査、行政検査】第十七条【健康診断】、第十八条【就業制限】、第十九条、第二十条【入院】、第二十一条【移送】又は二十六条の三から三十三条まで【消毒等の措置、建物立入制限、交通制限・遮断】…の規定による措置が**都道府県知事により適正に実施されない場合**において、新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため特に必要があると認めるときは、**当該都道府県知事に対し、当該措置を適正に実施すべきことを指示**することができる。

2 **厚生労働大臣は**、前項の規定による指示を行ってもなお同項の規定による措置が都道府県知事により適正に実施されないとき、又は新型コロナウイルス感染症の発生を予防し、若しくはそのまん延を防止するため特に必要と認める場合であつて状況に照らし緊急を要すると認めるときは、**当該都道府県知事に通知した上で、自ら同項に規定する措置を実施**することができる。